

平成 28 年 2 月 4 日

各 位

会社名 株式会社メイコー
代表者名 代表取締役社長 名屋 佑一郎
(コード番号: 6787 JASDAQ)
問合せ先 渉 外 部 二宮 政士
TEL 0467 - 76 - 6001

**第三者割当増資による優先株式発行、定款の一部変更、
株式の発行と同時にする資本金の額及び資本準備金の額の減少、
並びに臨時株主総会の開催について**

当社は、平成28年2月4日開催の取締役会（以下「本取締役会」といいます。）において、REVICパートナーズ株式会社が無限責任組員として運営管理する地域中核企業活性化投資事業有限責任組合（以下「割当先」といいます。）に対して、第三者割当により総額50億円のA種優先株式（以下「本優先株式」といいます。）を発行すること、割当先との間で、割当先が本優先株式を引き受けること等に関する平成28年2月4日付投資契約（以下「本投資契約」といいます。）を締結すること、並びに平成28年3月30日開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）において、本優先株式の発行の承認にかかる議案、本優先株式の発行等に伴う定款の一部変更にかかる議案、割当先の指名する者を1名ずつ当社の社外取締役及び社外監査役にそれぞれ選任する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、当社は、本取締役会において、本優先株式の払込金額の資本金及び資本準備金組入に伴う資本金及び資本準備金増加分につき資本金及び資本準備金を減少すること（以下「株式の発行と同時にする資本金の額及び資本準備金の額の減少」といいます。）を決議いたしましたので、併せてお知らせいたします。

なお、本優先株式の発行については、本臨時株主総会において上記の議案の全てにつき必要な承認が得られることを条件としており、株式の発行と同時にする資本金の額及び資本準備金の額の減少については、本優先株式の発行の効力が生じることを条件としております。

また、今回発行する本優先株式は、割当先による当社普通株式を対価とする取得請求権の行使に関する規定が設けられてはおりますが、将来の取得請求権行使による当社普通株式の増加に伴う希薄化を抑制するために、一定の措置を設けており、普通株主の皆様にとっても、合理的な内容になっているものと考えております。

記

1. 第三者割当増資による優先株式発行

今般の当社取締役会にて発行を決議した優先株式は「A種優先株式」とし、有利子負債を抑制しながら今後の事業拡大のための設備投資資金を確保する一方で、自己資本の改善を図ることを目的とした資金を確保することを目的として発行いたします。本優先株式の発行総額は50億円であり、手取金の全額を設備投資に充当する予定です。

本優先株式の発行日は、平成28年3月31日であり、本臨時株主総会における議案（「定款一部変更の件」、「第三者割当による優先株式発行承認の件」、「取締役1名選任の件」、「監査役1名選任の件」）の承認を条件としております。

1. 本優先株式発行の概要

(1)	払込期日 (発行日)	平成 28 年 3 月 31 日
(2)	発行新株式	A 種優先株式 50 株
(3)	発行価額 (払込金額)	1 株につき 1 億円
(4)	調達資金の額	50 億円
(5)	資本組入額	25 億円 (1 株につき 5,000 万円)
(6)	当初転換価額	250 円
(7)	優先配当	1 株につき、1 億円 (但し、A 種優先株式の発行日の属する事業年度の翌々事業年度の初日以降を基準日とする配当に関しては、1 億円に A 種優先株式の発行日の属する事業年度の翌々事業年度の初日 (当日を含む。) から最後に到来した配当にかかる基準日の属する事業年度の末日 (当日を含む。) までの期間に対して年率 101% (事業年度ごとの複利計算) の利率で計算される金額) に年率 7% を乗じた金額
(8)	募集又は割当方法 (割当先)	地域中核企業活性化投資事業有限責任組合に対する第三者割当方式
(9)	募集時における 発行済株式数 (平成 28 年 2 月 4 日現在)	普通株式 26,803,320 株
(10)	募集 (発行) 後における 発行済株式総数	普通株式 26,803,320 株 A 種優先株式 50 株

2. 本優先株式の発行の目的及び理由

(1) 資金調達の主な目的

現在の当社グループを取り巻く環境は、主要な取引先である自動車業界において、世界的に好調な自動車需要を背景に市場は好調に推移しており、今後も自動運転や安全走行等新しい技術の進展とともに市場の拡大が見込まれます。またスマートフォン関連においても、これまで市場を牽引してきた中国市場において成熟化による成長率鈍化はみられますが、グローバル市場におきましては数量ベースで前年比 10%以上の市場規模の拡大が見込まれております。

このような環境のもと当社グループでは、車載用基板につきましては、きめ細やかな営業活動を展開することで新規顧客の獲得や既存顧客からの受注量の拡大を図り、さらに新技術の提案等による技術力とお客様の信頼をもとに今後も事業の拡大を図ってまいります。また、スマートフォン用基板につきましても、海外主力顧客の生産増に伴い好調な受注を確保してまいりましたが、中国市場においても有力な顧客数を増加させることで売上を伸ばしていく計画です。

これらの計画を実現するため、今後ベトナム工場の車載用基板の受注増に対応した貫通基板の生産設備や、中国武漢工場の中華系ブランドメーカーに対するスマートフォン用ビルドアップ基板生産設備、さらに広州工場の車載用ビルドアップ基板の品質向上を目的とした生産設備等の増強に必要な設備投資を行う計画であります。

一方、昨年度の業績低迷に大きく影響した歩留りに関する問題については、全社を挙げた改善の取組みにより確かな成果が見られております。また、昨年 8 月に公表した経営合理化策も計画どおりに進捗しており、今後も、抜本的な経営の合理化に継続して取り組んでいるところです。しかしながら、当社グループの財政状態については、平成 27 年 9 月 30 日までの第 2 四半期連結累計期間において、石巻工場及びベトナム工場の減損損失 8,063 百万円を含む特別損失の計上もあり、第 2 四半期連結会計期間末の純資産額が 26,702 百万円と、前連結会計年度末に比べ 11,919 百万円減少しております。当社といたしましては、毀損した自己資本を増強し、有利子負債とのバランスを早期に改善することにより、安定した経営基盤の下で、グローバルでの競争力アップを通じて、金融機関や取引先からの信用の維持向上を図るべきと考えております。

このような状況下、当社の事業目的及び経営方針を深くご理解いただける投資家に対して優先株式を発行することは、財務基盤の安定化と、今後の事業推進に必要な投資資金等の確保の両面を満たす調達手法であり、かつ、金融機関の当社に対する与信評価の維持・向上と金融面でのご協力を継続していただく最善の方法であり、当社の長期的な株主価値の維持・向上に資するものと判断し、本日開催の取締役会において、本優先株式の発行を決議いたしました。

(2) 本優先株式による資金調達を実施する理由

当社は、既存株主への影響に配慮しつつ、財務基盤の安定化のために、様々な方策を検討して参りましたが、平成 27 年 9 月 30 日の第 2 四半期連結会計期間末において、前連結会計年度末に比べて純資産額が 26,702 百万円と大きく毀損している状況に鑑み、資本金のある資金調達を実施することにより、自己資本の増強を図ることで、早急に財務体質の改善を図ることが必要であると判断いたしました。

そうした状況下での資金調達手法について、今回の発行予定額が当社の発行済株式の時価総額と比較して多額であること、また、現在の経済情勢、資本市場の状況、当社を取り巻く経営環境、当社の財政状態及び経営成績等を勘案すると、普通株式による資金調達の実施は、大幅な希薄化を直ちに伴い、既存株主の株主価値を損ないかねないことから適切ではないと判断する一方で、当社としては、普通株式の即時の希薄化を抑制しつつ、今後の成長戦略の中での設備投資に必要な資金を確実に調達し、財務体質の安定化を図るためには種類株式による増資が最適であると考えておりました。

こうした中、投資家の特性、金額規模、経済条件等を勘案したうえで、当社の種類株式による増資に前向きにご検討いただけそうな投資家を対象に検討を進めた結果、割当先から本優先株式にかかる条件提示を受けて、当該条件につき慎重に検討し、また、割当先との間で慎重に交渉・協議を重ねた結果、金銭償還を想定した資金調達・自己資本の増強策として、割当先との間で本優先株式の発行について合意いたしました。

本優先株式は、後述(4)に記載のとおり、当社普通株式を対価とする取得請求による当社普通株式の希薄化が極力抑制された内容であること、昨今のメザニンファイナンスの優先株式における調達環境を踏まえると、本優先株式の配当率が妥当な水準にあること、また、今後の当社の利益の積上げにより、早期の買入消却が可能となる結果、財務体質が安定化することで、今後の金融機関からの借入れ調達コストの維持・抑制や調達余力の拡大が見込まれること等の理由から、当社の事業目的及び経営方針に深い理解を有する投資家に対して、本優先株式を発行することが最善の選択であると判断いたしました。

(3) 本優先株主による金銭対価の取得請求について

本優先株式を有する株主(以下「本優先株主」といいます。)による金銭を対価とする取得請求権の行使に関しては、本投資契約において、下記のいずれかの事由が発生した場合に限定されています。

(i) 平成 31 年 3 月 31 日が経過している場合

(ii) 当社代表取締役社長である名屋 佑一郎氏(以下「名屋氏」といいます。)及び名屋氏が代表者を務める有限会社ユーホーの当社に対する議決権保有割合の合計が 15%以下となった場合(但し、名屋氏の自発的な意思に基づかない事由により議決権保有割合に変動が生じた場合を除きます。)

(iii) 当社が本投資契約に定める義務に重大な点において違反した場合

(iv) 本投資契約に規定する当社による表明及び保証に重大な違反があった場合

(v) 名屋氏が、当社の代表取締役及び取締役としての地位から自発的に退任し若しくは正当な理由なく解任され、または、自発的な意思に基づき代表取締役及び取締役としての職務の遂行を実質的に停止した場合

(4) 本優先株式発行による当社普通株式の希薄化(普通株式対価取得請求権)について

本優先株主による当社普通株式を対価とする取得請求権の行使に関する規定が設けられており、当該請求に基づき当社普通株式の交付がなされた場合には、当社普通株式について一定の希薄化が生じることがあります。しかしながら、本優先株式については、将来の取得請求権行使による当社普通株式の増加に伴う希薄化を極力抑制するため、以下に掲げる措置を講じております。

当社普通株式を対価とする取得請求の制約について

割当先による当社普通株式を対価とする取得請求権の行使に関しては、平成 32 年 3 月 31 日が経過している場合で、かつ本投資契約において、下記のいずれかの事由が発生した場合に限定されています。

(i) 名屋氏及び有限会社ユーホーの当社に対する議決権保有割合の合計が 15%以下となった場合(但し、名屋氏の自発的な意思に基づかない事由により議決権保有割合に変動が生じた場合を除きます。)

(ii) 当社が本投資契約に定める義務に重大な点において違反した場合

(iii) 本投資契約に規定する当社による表明及び保証に重大な違反があった場合

- (iv) 名屋氏が、当社の代表取締役及び取締役としての地位から自発的に退任し若しくは正当な理由なく解任され、または、自発的な意思に基づき代表取締役及び取締役としての職務の遂行を実質的に停止した場合
- (v) 本優先株式発行要項に定める金銭対価の取得請求権を行使したとしても、割当先が保有している本優先株式のすべてについて金銭を対価として当社に取得させることができない場合

上記のとおり、少なくとも本優先株式の発行日から4年後の平成32年3月31日までは、割当先は当社普通株式を対価とする取得請求権を行使することができないこと、また、本優先株式の発行日から4年後の平成32年3月31日以降についても、当社が本投資契約上の義務を履行し、名屋氏及び有限会社ユーホーの当社に対する資本と経営の一定の関与が現状から大きく変わらない限りにおいて、割当先は当社普通株式を対価とする取得請求権を行使することはできません。また、上記(v)に関して、後述「株式の発行と同時にする資本金の額及び資本準備金の額の減少について」に記載のとおり、本優先株式の払込金額の資本金及び資本準備金組入に伴う資本金及び資本準備金増加分につき、資本金の額及び資本準備金の額の減少を行った上で、それぞれの全額をその他資本剰余金に振り替える予定ですので、今後の当社の経営成績が予想を超えて著しく悪化し、配当可能原資を大きく毀損するような事態等にならない限りにおいて、そうした事由に抵触することはないものと考えております。

転換価額の下限の設定

当社普通株式を対価とする取得請求権に基づき、当社が本優先株主に交付する当社普通株式の当初転換価額は250円であり、当初転換価額で取得請求権が行使された場合(当該時点までの期間に対応する本優先配当金は、全額支払われていると仮定して試算しております。)、20,000,000株(本優先株式発行前の発行済普通株式数の74.62%(小数点以下第3位を四捨五入))の当社普通株式が交付されます(当該比率の計算において、算式の分子には、本優先株式の発行日の属する事業年度の翌々事業年度の初日以降を基準日とする配当に関して、残存する本優先株式に本優先株式の発行日の属する事業年度の翌々事業年度の初日(当日を含む。))から最後に到来した配当にかかる基準日の属する事業年度の末日(当日を含む。))までの期間に対して年率101%(事業年度ごとの複利計算)の利率で計算される金額の1%複利計算相当部分の金額は含まれておりません(後述する議決権数の比率についても同様。)。また、本優先株式発行前(平成27年9月30日現在の議決権の数261,715個)の発行済普通株式にかかる議決権数に対する、当該取得請求権の行使により交付される当社普通株式にかかる議決権数の比率は76.42%(小数点以下第3位を四捨五入)となります。転換価額は、平成28年9月30日及びそれ以降の6か月毎の応当日(転換価額修正日。応当日が株式会社東京証券取引所JASDAQ市場の取引日でない場合には翌取引日とします。))において、各転換価額修正日における時価の90%に相当する金額(修正後転換価額)に修正されます。但し、修正後転換価額が当初転換価額の50%(下限転換価額)を下回るときは、修正後転換価額は下限転換価額とします。そのため、仮に本優先株式の発行後に当社の株価が下落した場合であっても、転換価額の下限が一定額に固定されているため、一定以上の希薄化は抑制されることとなります。下限転換価額で取得請求権が行使された場合、40,000,000株(本優先株式発行前の発行済普通株式数の149.24%(小数点以下第3位を四捨五入))の当社普通株式が交付されます。(本優先株式発行前の発行済普通株式にかかる議決権数に対する、当該転換により交付される当社普通株式にかかる議決権数の比率は152.84%(小数点以下第3位を四捨五入)となります。)

金銭を対価とする取得条項

当社は、平成30年3月31日以降の日で、当社の取締役会が別に定める日が到来したときは、当該日において、本優先株主の意思にかかわらず、法令上可能な範囲で、金銭と引換えに本優先株式の全部又は一部を取得することができるものとされ、当社はその選択により金銭を対価として本優先株式を取得することが可能となっております。本優先株式の取得価額は、1株当たりの払込金額に取得日までのA種優先累積未払配当金の額(但し、本優先株式の発行要項に従って計算されます。)と本優先株式の発行日から取得日までの期間に対して年率1%(発行日の事業年度を除き、事業年度ごとの複利計算)の利率で計算される金額を加えた金額となります。

議決権

本優先株主は法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会における議決権を有さず、当社普通株式の株主の議決権の希薄化に配慮した設計としております。

(5) 本優先株式発行による当社普通株式の希薄化（普通株式対価取得条項）について

本優先株式には、平成 38 年 3 月 31 日までに当社が取得しなかった本優先株式を、平成 38 年 4 月 1 日（以下「一斉取得日」といいます。）に、当社が本優先株主の有する本優先株式の全てを取得すると引換えに、当社普通株式を対価として交付する取得条項に関する規定が設けられており、当該取得条項に基づき当社普通株式の交付がなされた場合には、当社普通株式について一定の希薄化が生じることがあります。しかしながら、上記 2.(4) に記載のとおり、当社は、平成 30 年 3 月 31 日以降の日で、当社の取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、金銭の交付と引換えに本優先株式の全部又は一部を取得することができるものとされており、当社といたしましては、今後、経営成績を改善し利益を積み上げることにより、早期に本優先株式全ての買入消却を目指すものであります。本優先株式の発行に関しては、当社といたしましては、金銭償還を想定した資金調達として考えており、当社普通株式の希薄化は、現時点において想定しておりません。

(6) 割当先との本投資契約における合意について

当社は、割当先との本投資契約において、主に次に掲げる事項を遵守することとしております。

財務制限条項

- (i) 平成 28 年 3 月期決算期（当該決算期を含みます。）以降、各事業年度の決算期の末日における直前の 12 か月の連結の営業損益が、2 期連続して損失とならないようにすること。
- (ii) 平成 29 年 3 月期決算期（当該決算期を含みます。）以降、各事業年度の決算期の末日における直前の 12 か月の単体の営業損益が、2 期連続して損失とならないようにすること。
- (iii) 平成 28 年 3 月期決算期（当該決算期を含みます。）以降、各事業年度の決算期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を（iii-i）205 億 8900 万円、又は（iii-ii）直前の決算期末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額の 75%のいずれか高い方の金額以上に維持すること。但し、（iii-ii）に関しては平成 28 年 3 月期を除きます。
- (iv) 平成 30 年 3 月期以降、各事業年度の決算期の末日及び各四半期会計期間の末日におけるレバレッジ・レシオ（連結有利子負債の合計金額を直前 12 か月の連結 EBITDA（連結損益計算書（又は試算表）における営業利益に連結キャッシュフロー計算書における減価償却費及びのれん償却費を加算したものに除したものを）を 7 倍以下に維持すること（但し、連結 EBITDA が負の値となった場合、レバレッジ・レシオは 7 倍を超えたものとみなします。）。）

投資制限条項

- (i) 平成 29 年 3 月期決算期（当該決算期を含みます。）以降、各事業年度における当社の連結の投資金額について 40 億円を上回らないようにすること。但し、割当先の事前の書面による承諾を得た場合は、この限りではありません。
- (ii) 当社の本投資契約に基づく債務の弁済に重大な悪影響を及ぼすおそれのある投資（投資金額にかかる支出を伴う行為（設備投資及び投融資形態による投資を含みます。）をいいます。）を行わないこと。

分配可能額確保義務

- (i) 当社は、法令において認められる範囲内で、かつ、本投資契約に従い認められる範囲内で、本優先株式に関し、いつでも、50 億円以上の分配可能額（但し、本優先株式の取得に伴い対価の支払が行われた場合には、当該支払金額を控除します。）を維持するものとします。
- (ii) 当社は、法令において認められる範囲内で、かつ、本投資契約に従い認められる範囲内で、（ii-i）優先配当金及び本優先株式にかかる取得価額の支払を行うものとし、（ii-ii）その支払原資を確保するために必要とされる一切の措置を行うものとし、（ii-iii）当社グループの会社をして、当社によるかかる資金の確保に必要な一切の措置を行わせしめるものとします。

配当に関する義務

- (i) 当社は、法令及び本優先株式発行要項に従い、法令及び本優先株式発行要項において認められる範囲内において、本優先株主に対し、以下のとおり平成 28 年 9 月末日以降の毎年 6 月末日と 12 月末日の年 2 回を配当日（当該日が営業日でない場合はその前営業日とします。）として、本優先配当金の支払を行うものとします。
- (ii) 当社は、本優先配当金の支払に関連して、以下の各号を遵守します。

- (ii-i) 当社は、本優先株主に対し、配当日において、当社の最新の監査済財務諸表に基づいて算定される分配可能額及び当該配当日に支払われる本優先配当金の額並びにそれらの算定根拠を書面で報告します。
- (ii-ii) 当社は、配当日において、本優先株式発行要項に規定する本優先配当金の金額の満額が支払われない場合、本優先株主に対し、当該配当日にその理由について書面で報告します。

取締役、監査役及びオブザーバーの指名

- (i) 割当先は、当社の取締役及び監査役をそれぞれ1名指名するものとします。
- (ii) 割当先が指名する取締役及び監査役が辞任、解任又は職務執行不能により退任した場合は、割当先が後任を指名する権利を有するものとします。
- (iii) 割当先は、オブザーバーを最大2名指名できるものとします。当該オブザーバーは、議決権は有しませんが、当社の取締役会その他の経営上重要な会議に出席し、その意見を述べることができるものとします。

割当先への事前協議事項

当社が以下の事項を行うために取締役会又は株主総会に議案を上程する場合、割当先の前書の同意を必要とするものとします。

- (i) 本優先株式の内容を変更する定款の変更
- (ii) 当社の株式の発行（自己株式の処分を含みますが、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含みます。）の行使により株式を発行する場合、及び取得請求権付株式又は取得条項付株式を取得するのと引換えに株式を交付する場合は除きます。）
- (iii) 新株予約権等の発行又は付与（但し、適切な行使条件と投資家が認める条件で発行される新株予約権で、当社又は当社の子会社の役員又はアドバイザーに対して発行されるものについては、発行済みの新株予約権の目的株式数が発行会社の発行済株式総数の5%を超えることとならない範囲に限り、除きます。）
- (iv) 前2号以外の割当先の持株比率又は議決権保有割合を減少させる効果を持つ行為
- (v) 合併、株式交換、株式移転、事業譲渡、事業譲受、会社分割、その他の企業結合又は第三者との資本提携
- (vi) Management Buy Out 等による上場廃止
- (vii) 自己株式の買受けその他一切の取得、資本金又は資本準備金の額の増加（但し、株式等の発行に伴う資本金又は資本準備金の増加は除きます。）又は減少
- (viii) 解散又は破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始若しくはその他の倒産手続開始の申立
- (ix) 残余財産の分配、剰余金の配当

3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

払込金額の総額	5,000,000,000円
発行諸費用の概算額	186,000,000円
差引手取概算額	4,814,000,000円

発行諸費用の概算額は、登録免許税、フィナンシャルアドバイザー費用、リーガルアドバイザー費用、株式評価算定費用等を前提として試算しております。

(2) 調達する資金の具体的な用途

本優先株式の発行によって調達する資金50億円を、設備投資資金に充当し、今後の事業拡大を図るとともに、自己資本の改善も図りたいと考えております。詳細は以下のとおりです。

具体的な用途	金額（百万円）	支出予定時期
ベトナム工場における車載貫通基板向け生産設備の増設及び建屋付帯設備のための設備投資	900	平成29年3月期
	1,700	平成30年3月期
中国武漢工場における中華系ブランドメーカーに対するビルドアップ基板向けの生産設備の増設のための設備投資	750	平成28年4月～平成30年3月
中国広州工場におけるビルドアップ基板向けの品質向上を目的とした生産設	1,000	平成28年4月～平成30年3月

備の増設のための設備投資		
国内工場における新技術・新製品導入のための設備投資	残額	平成 28 年 4 月～ 平成 30 年 3 月

調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

本優先株式の発行により調達する資金を基に、上記 3.(2)に記載のとおり設備投資を行うことにより、安定した経営基盤の下で、グローバルでの競争力アップを通じて、金融機関や取引先からの信用の維持向上を図ることが可能となり、既存株主にとっても合理性があるものと判断しております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本優先株式の払込金額の決定に際して、公平性を期すため、当社から独立した第三者機関である株式会社ブルーラス・コンサルティング（以下「ブルーラス・コンサルティング」といいます。）に本優先株式の価値算定を依頼し、ブルーラス・コンサルティングより、本優先株式評価報告書（以下「本評価報告書」といいます。）を取得しております。本評価報告書によれば、本優先株式の価格は、優先配当率、株価、普通株式配当率、無リスク利率、株価変動性、当社の行動として本優先株式発行後 2 年後の時点における当社株価が一定水準よりも高い場合に取得条項を発動すること等の一定の前提の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて算定されております。なお、本評価報告書の詳細は、下記のとおりであります。

本優先株式の評価額については、1 株当たり 98,786 千円です。

本優先株式の評価に考慮した主な発行条件

名 称	数 値	採用数値の概要
発 行 株 式 数	50 株	本優先株式発行要項のとおり
発 行 価 額 の 総 額	50 億円	本優先株式発行要項のとおり
発 行 価 額	1 億円 / 株	本優先株式発行要項のとおり
優 先 配 当 金	現金配当 7%	本優先株式発行要項のとおり
金 銭 を 対 価 と す る 取 得 請 求 権	-	本優先株式発行要項のとおり
金 銭 を 対 価 と す る 取 得 条 項	-	本優先株式発行要項のとおり

採用数値の概要

名 称	数 値	採用数値の概要
当 初 転 換 価 格	250 円	本優先株式発行要項のとおり
満 期 ま で の 期 間	10 年	本優先株式発行要項のとおり
株 価	281 円	評価基準日である平成 28 年 2 月 3 日の東京証券取引所における終値
株 価 変 動 性	60.26%	満期までの期間に応じた直近期間の株価情報を週次観察して算出
配 当 利 回 り	0%	直前期（平成 27 年 3 月期）の配当実績（0 円）に基づき算定
無 リ ス ク 利 子 率	0.087%	満期までの期間に対応した長期国債の流通利回りを採用

採用した当社の行動前提及び採用した評価モデル

名 称	数 値	採用数値の概要
当 社 の 行 動	-	本優先株式発行後 2 年後の時点において当社株価が一定水準よりも高い場合に取得条項を発動することを想定
採 用 し た 算 定 手 法	-	一般的な株式オプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレ

当社は、本評価報告書の内容等を踏まえ慎重に検討いたしました。本優先株式の発行は有利発行には該当しないと判断しております。

しかしながら、客観的な市場価格のない種類株式の公正な価値については、その計算が非常に高度かつ複雑であり、その価値評価については様々な考え方があることから、また、後述9.「企業行動規範上の手続きに関する事項」に記載の観点等からも、株主の皆様の意思を確認することが適切であると考え、念のため、本優先株式の発行については、本臨時株主総会において、会社法第199条第2項に基づく特別決議によるご承認を頂く予定です。

なお、本取締役会出席の当社監査役全員も同様に、ブルータス・コンサルティングによる本評価報告書を助案し、本優先株式の払込金額は本評価報告書に記載された本優先株式の理論価値を上回るため、本優先株式の第三者割当増資は有利発行に該当しないとの見解を示しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

当社は、本優先株式を発行することにより、総額50億円を調達いたしますが、上記3.(2)に記載のとおり資金用途には合理性があるものと判断しており、本優先株式の発行数量も合理的であると判断しております。

本優先株式は、当社普通株式を対価とする取得請求権が付与された、いわゆる転換型優先株式であり、当初転換価額で本優先株式の全てが当社普通株式に転換された場合、上記2.(4)でも記載のとおり、本優先株式発行前の発行済株式数の74.62%（本優先株式発行前の発行済普通株式にかかる議決権数に対する、当該転換により交付される当社普通株式にかかる議決権数の比率は76.42%）となります。なお、下限取得価額（当初転換価額の50%）で本優先株式の全てが当社普通株式に転換された場合、本優先株式発行前の発行済株式数の149.24%（本優先株式発行前の発行済普通株式にかかる議決権数に対する、当該転換により交付される当社普通株式にかかる議決権数の比率は152.84%）となります。上記のとおり、本優先株式の取得請求により当社普通株式が交付された場合には株式の希薄化が生じることとなりますが、本優先株式の発行は、当社の有利子負債を抑制しながら自己資本の増強することで財務体質の安定化に資するものであり、普通株主に帰属する株主価値の向上に資すると判断できること、本優先株式は、将来の取得請求権行使による当社普通株式の増加（希薄化）を極力抑制するため、割当先が当社普通株式を対価とする本優先株式の取得請求権を行使できるのは、上記2.(4)に記載のいずれかの事由が発生した場合に限定されていること、当初転換価額の修正について6か月に1回の頻度とするとともに、適切な修正の下限を設定すること、平成30年3月31日以降、本優先株主の意向にかかわらず、法令上可能な範囲で、当社の選択により本優先株式を取得することが可能となっており、この場合には取得した本優先株式を消却することにより当該本優先株式に関して交付される当社普通株式が交付されないこと、法令に定めがある場合を除き本優先株式に議決権が付されていないことの措置が講じられており、当社普通株式の希薄化を一定程度防止することが可能な設計となっていることにより、本優先株式の発行は、当社の普通株主の皆様にとっても合理的であると判断しております。

また、本優先株式は、当社が、一斉取得日をもって、本優先株式の全てを取得するのと引換えに当社普通株式を対価として交付する取得条項に関する規定が設けられておりますが、一斉取得日は、本優先株式の発行日から10年先の期日であり、今後、当社の経営成績を改善し利益を積み上げることにより、買入消却を目指すには十分な期間が設定されているものと考えており、そうした観点からも、本優先株式の発行は、当社の普通株主の皆様にとって合理的であると判断しております。

6. 割当先の選定理由等

(1) 割当先の概要

名 称	地域中核企業活性化投資事業有限責任組合
所 在 地	東京都千代田区大手町一丁目6番1号
設 立 根 拠 等	投資事業有限責任組合契約に関する法律
組 成 目 的	地域の中堅企業等を核とした戦略産業育成のために、地域の核となる企業の早期経営改善等を資金及び人材の両面から支援すること
組 成 日	平成27年4月10日
フ ァ ン ド の 総 額	290.5億円
出 資 者	株式会社みずほ銀行 株式会社三菱東京UFJ銀行

	株式会社福岡銀行 株式会社りそな銀行 株式会社三井住友銀行 株式会社東邦銀行 株式会社足利銀行 株式会社常陽銀行 株式会社千葉銀行 株式会社横浜銀行 株式会社第四銀行 株式会社静岡銀行 株式会社十六銀行 株式会社紀陽銀行 株式会社中国銀行 株式会社北洋銀行 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 東京海上日動火災保険株式会社 三井住友海上火災保険株式会社 住友生命保険相互会社 第一生命保険株式会社 日本生命保険相互会社 明治安田生命保険相互会社 株式会社地域経済活性化支援機構 REVIC パートナース株式会社 なお、出資比率については非開示	
業務執行組合員の概要	名 称	REVIC パートナース株式会社
	所 在 地	東京都千代田区大手町一丁目 6 番 1 号
	代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役 中 桐 悟
	事 業 内 容	地域中核企業活性化投資事業有限責任組合の運営
	資 本 金	50 百万円
国内代理人の概要	該当事項はありません。	
上場会社と当該ファンドの関係	上場会社と当該ファンドとの関係	資本関係、取引関係及び人的関係はありません。
	上場会社と業務執行組合員との関係	

なお、当社は、割当先の出資者のそれぞれの有価証券報告書又はホームページに記載されている会社の沿革、役員、主要株主（出資者が相互会社の場合を除きます。以下同じ。）及び内部統制システムの整備状況等を確認し、割当先の出資者（相互会社の場合を除きます。以下同じ。）、割当先の出資者の役員若しくは子会社又は割当先の出資者の主要株主（以下「各関係者」といいます。）が反社会的勢力とは関係がないものと判断しております。また、割当先である地域中核企業活性化投資事業有限責任組合については、代表者に対する面談等を通じ、各関係者が暴力団等とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。

（２）割当先を選定した理由

当社は、財務バランスの改善のため主要取引銀行から様々な提案を受け検討した結果、今後の更なる事業拡大を図るための設備投資に充当でき、かつ自己資本の増強を図ることを目的とした優先株式発行を実施する方針を決定いたしました。そして、当社の事業内容及び将来性を高くご評価いただいている、REVIC パートナース株式会社が無限責任組合員として運営管理する地域中核企業活性化投資事業有限責任組合を割当先として選定いたしました。

(3) 割当先の保有方針

当社は、割当先が、本優先株式の取得を原則として中期投資として取り組む意向であり、本優先株式取得後は、本優先株式の発行要項等の定めに従い本優先株式の保有、現金又は当社普通株式を対価とする取得請求、当社普通株式が交付された場合の交付された当社普通株式の売却等については、実務上対応可能な限り市場及び当社の財務状況等に配慮して実施されるものと認識しております。

また、上述のとおり、本優先株式には、当社普通株式を対価とする取得請求権の行使については、本優先株式の発行日から4年後の平成32年3月31日以降で、かつ本投資契約において定める一定の事由が発生した場合に限定されております。

(4) 割当先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当先からは、払込期日までに払込みに要する資金の準備が完了できる旨の報告を得ており、さらに割当先に対する出資者の財務諸表を確認すること等によって、払込期日までに割当予定株式を引き受けるのに十分な資金を確保できるものと判断しております。

7. 募集（発行）後の大株主及び持株比率

(1) 普通株式

募集前（平成27年9月30日現在）		募集後
名屋 佑一郎	17.54%	同左
PLEASANT VALLEY （常任代理人 株式会社三菱東京 UFJ 銀行）	2.36%	
名幸興産株式会社	2.27%	
有限会社ユーホー	1.94%	
名屋 晴行	1.82%	
名屋 精一	1.65%	
株式会社 SBI 証券	1.59%	
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) （常任代理人 株式会社三菱東京 UFJ 銀行）	1.54%	
香川 立男	1.52%	
HILLCREST, L.P. （常任代理人 株式会社三菱東京 UFJ 銀行）	1.42%	

(2) A種優先株式

募集前（平成27年9月30日現在）	募集後
該当なし	地域中核企業活性化投資事業有限責任組合 100%

8. 今後の見通し

本優先株式の発行により、当社における事業の安定的かつ長期的な成長、並びに普通株主に帰属する株主価値の向上を実現していきます。

なお、業績に与える影響について、今期の業績予想に変更はありません。来期の業績に与える影響は、現在、精査中であり、重要な影響を与える見込みが生じた場合には、確定次第速やかにお知らせいたします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本優先株式の発行は、希薄化率が25%以上となる可能性があることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条の定めに従い、株主の意思確認手続として本臨時株主総会において承認が得られることを条件としております。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

決算期	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期
連結売上高（百万円）	60,709	79,231	90,895
連結営業利益（百万円）	605	922	2,865
連結経常利益（百万円）	386	1,931	1,075
連結当期純利益（百万円）	1,567	23	9,573

1 株当たり連結当期純利益（円）	83.52	1.11	365.76
1 株当たり配当金（円）	-	10.00	-
1 株当たり連結純資産（円）	1,956.24	1,708.09	1,475.59

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成 28 年 2 月 4 日現在）

種類	株式数	発行済株式数に対する比率
普通株式	26,803,320 株	100.00%
A 種優先株式	- 株	- %

(3) 募集（発行）後における発行済株式数及び潜在株式数の状況

種類	株式数	発行済株式数に対する比率
普通株式	26,803,320 株	100.00%
A 種優先株式	50 株	74.62%

発行済株式数に対する比率は、普通株式にかかる発行済株式数に対する比率につき、小数点以下第 3 位を四捨五入して記載しております。また、A 種優先株式にかかる発行済株式数に対する比率は、A 種優先株式の当社普通株式を対価とする取得請求権行使後の当社普通株式数を潜在株式数とし、潜在株式数の発行済株式数に対する比率を記載しております。

A 種優先株式の転換価額を、当初転換価額 250 円として算出しております。

(4) 最近の株価の状況

最近 3 年間の状況

	平成 25 年 3 月期	平成 26 年 3 月期	平成 27 年 3 月期
始 値	1,235 円	639 円	655 円
高 値	1,247 円	1,050 円	668 円
安 値	478 円	585 円	347 円
終 値	639 円	650 円	372 円

最近 6 か月間の状況

	平成 27 年 9 月	10 月	11 月	12 月	平成 28 年 1 月	2 月
始 値	288 円	241 円	275 円	291 円	300 円	296 円
高 値	295 円	298 円	328 円	316 円	324 円	297 円
安 値	233 円	234 円	264 円	288 円	239 円	276 円
終 値	238 円	278 円	290 円	300 円	287 円	276 円

平成 28 年 2 月については、同月 3 日現在で表示しております。

発行決議日前営業日における株価

	平成 28 年 2 月 3 日
始 値	284 円
高 値	289 円
安 値	276 円
終 値	281 円

(5) 最近 3 年間のエクイティ・ファイナンスの状況

公募増資

払 込 期 日	平成 25 年 12 月 18 日
調 達 資 金 の 額	4,037,876,000 円（差引手取概算額）
発 行 価 額	668 円
募集時における発行済株式数	19,403,320 株
当該募集による発行株式数	6,440,000 株
募集後における発行済株式総数	25,843,320 株
発行時における当初の資金用途	当社の子会社である Meiko Electronics Vietnam Co., Ltd.、名幸電子（武漢）有限公司及び名幸電子（広州南沙）有限公司への投融資資金及び国内工場への設備投資資金

発行時における支出予定時期	<ul style="list-style-type: none"> ・ベトナム工場におけるビルドアップ基板等向けの生産設備の増設、フレキシブル基板向けの生産設備の新設及び建屋付帯設備改修のための設備投資資金 1,300,000,000 円（平成 26 年 3 月期） 1,500,000,000 円（平成 27 年 3 月期） ・中国武漢工場におけるビルドアップ基板向けの生産設備の増設及び生産合理化のための設備投資資金 800,000,000 円（平成 27 年 3 月末まで） ・中国広州工場における品質向上及び生産合理化のための設備投資資金 800,000,000 円（平成 27 年 3 月末まで） ・国内工場における新技術及び新製品の導入のための設備投資資金 残額（平成 27 年 3 月末まで） <p>後述の第三者割当増資による調達資金の額 601,627,000 円（差引手取概算額）と併せた調達資金の額をもとに上記発行時における支出予定時期を記載しております。</p>
現時点における充当状況	発行時における計画どおり、全額充当済です。

第三者割当増資

払込期日	平成 26 年 1 月 16 日
調達資金の額	601,627,000 円（差引手取概算額）
発行価額	668 円
募集時における発行済株式数	25,843,320 株
当該募集による発行株式数	960,000 株
募集後における発行済株式総数	26,803,320 株
割当先	SMBC 日興証券株式会社
発行時における当初の資金用途	当社の子会社である Meiko Electronics Vietnam Co., Ltd.、名幸電子（武漢）有限公司及び名幸電子（広州南沙）有限公司への投融資資金及び国内工場への設備投資資金
発行時における支出予定時期	<ul style="list-style-type: none"> ・ベトナム工場におけるビルドアップ基板等向けの生産設備の増設、フレキシブル基板向けの生産設備の新設及び建屋付帯設備改修のための設備投資資金 1,300,000,000 円（平成 26 年 3 月期） 1,500,000,000 円（平成 27 年 3 月期） ・中国武漢工場におけるビルドアップ基板向けの生産設備の増設及び生産合理化のための設備投資資金 800,000,000 円（平成 27 年 3 月末まで） ・中国広州工場における品質向上及び生産合理化のための設備投資資金 800,000,000 円（平成 27 年 3 月末まで） ・国内工場における新技術及び新製品の導入のための設備投資資金 残額（平成 27 年 3 月末まで） <p>前述の公募増資による調達資金の額 4,037,876,000 円（差引手取概算額）と併せた調達資金の額をもとに上記発行時における支出予定時期を記載しております。</p>
現時点における充当状況	発行時における計画どおり、全額充当済です。

．定款の一部変更について

1. 定款変更の目的

本優先株式の発行を可能とするために、新たな種類の株式として本優先株式を追加し、本優先株式に関する規定を新設するものです。

2. 定款変更の内容

本優先株式の発行を可能とするため、本優先株式の追加及びそれに伴う既存の規定の変更を内容とする定款変更を行うものであります。なお、この定款変更については、本臨時株主総会において、本優先株式の発行にかかる議案の承認が得られることを条件とします。

定款変更の内容は、別添 2 のとおりです。

3. 定款変更の日程

本優先株式発行にかかる定款変更は以下の日程にて実施する予定となっております。

平成 28 年 2 月 4 日（木）	定款の一部変更議案に関する本定時株主総会付議にかかる取締役会決議
平成 28 年 3 月 30 日（水）	本臨時株主総会決議（予定）及び定款変更の効力発生日（予定）

．株式の発行と同時にする資本金の額及び資本準備金の額の減少について

1. 株式の発行と同時にする資本金の額及び資本準備金の額の減少の目的

財務内容の健全化と早期の分配可能額の計上を図ることを目的として、本優先株式の払込金額の資本金及び資本準備金組入に伴う資本金及び資本準備金増加分につき、資本金の額及び資本準備金の額をそれぞれ減少し、「その他資本剰余金」へ振り替えます。株式の発行と同時にする資本金の額及び資本準備金の額の減少は、「純資産の部」における勘定の振替処理であり、現金及び預金の減少を伴うものではありません。

2. 株式の発行と同時にする資本金の額及び資本準備金の額の減少の要領

（1）減少すべき資本金の額

25 億円

なお、本優先株式の発行により資本金の額が 25 億円増加いたしますので、効力発生日後の資本金の額が効力発生日前の資本金の額を下回ることはありません。

（2）減少すべき資本準備金の額

25 億円

なお、本優先株式の発行により資本準備金の額が 25 億円増加いたしますので、効力発生日の資本準備金の額が効力発生日前の資本準備金の額を下回ることはありません。

（3）資本金の額及び資本準備金の額の減少の方法

会社法第 447 条第 3 項及び第 448 条第 3 項の規定に基づき、本優先株式の発行と同時に、資本金の額及び資本準備金の額の減少を上記のとおり行った上で、それぞれの全額をその他資本剰余金に振り替えます。

3. 株式の発行と同時にする資本金の額及び資本準備金の額の減少の日程

株式の発行と同時にする資本金の額及び資本準備金の額の減少は、以下の日程にて実施する予定となっております。

平成 28 年 2 月 4 日（木）	株式の発行と同時にする資本金の額及び資本準備金の額の減少にかかる取締役会決議
平成 28 年 2 月 15 日（月）	債権者異議申述公告（予定）
平成 28 年 3 月 15 日（火）	債権者異議申述最終期日（予定）
平成 28 年 3 月 31 日（木）	本優先株式にかかる払込金の払込期日（予定）
	株式の発行と同時にする資本金の額及び資本準備金の額の減少の効力発生日（予定）

4. 今後の見通し

本件は、純資産の部における資本金及び資本準備金をその他資本剰余金の勘定とする振替処理であり、当社の純資産額の変動はなく、当社の業績に与える影響もありません。

株式の発行と同時にする資本金の額及び資本準備金の額の減少の効力発生後の資本金、資本準備金及びその他資本剰余金の額

資本金	12,888 百万円
資本準備金	12,041 百万円
その他資本剰余金	2,768 百万円

・ 本臨時株主総会の開催及び今後の日程

本臨時株主総会において議決権を行使することのできる株主を確定するため、平成 28 年 2 月 19 日を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記録された株主をもって、議決権を行使することのできる株主といたします。詳細につきましては、本日付で公表しております「臨時株主総会招集及び臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」をご参照ください。

本優先株式の新規発行、及び、株式と同時にする資本金の額及び資本準備金の額の減少につきましては、本臨時株主総会において議案の承認が得られることを条件としております。

平成 28 年 2 月 15 日 (月)	債権者異議申述公告 (予定)
平成 28 年 2 月 19 日 (金)	臨時株主総会の議決権行使株主を確定するための基準日 (予定)
平成 28 年 3 月 15 日 (火)	債権者異議申述最終期日 (予定)
平成 28 年 3 月 30 日 (水)	本臨時株主総会開催日 (予定)
	定款変更の効力発生日 (予定)
平成 28 年 3 月 31 日 (木)	本優先株式にかかる払込金の払込期日 (予定)
	株式の発行と同時にする資本金の額及び資本準備金の額の減少の効力発生日 (予定)

以 上

(別添 1)

A種優先株式発行要項

1. 募集株式の種類
株式会社メイコーA種優先株式(以下「A種優先株式」という。)
2. 募集株式の数
50株
3. 払込金額
1株につき1億円(以下「当初払込金額」という。)
4. 払込金額の総額
50億円
5. 増加する資本金の額
25億円(1株につき、5,000万円)
6. 増加する資本準備金の額
25億円(1株につき、5,000万円)
7. 申込期日
平成28年3月30日
8. 払込期日
平成28年3月31日
9. 発行方法
第三者割当の方法により、地域中核企業活性化投資事業有限責任組合に50株を割り当てる。
10. A種優先配当金
 - (1) A種優先配当金
当社は、剰余金の配当を行うときは、当該配当にかかる基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)又はA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種優先株式1株につき本項第2号に定める額の配当金(以下「A種優先配当金」という。)を支払う。但し、当該配当にかかる基準日を含む事業年度に属する日を基準日として、A種優先配当金の全部又は一部の配当(本項第3号に定めるA種優先累積未払配当金の配当を除き、A種優先中間配当金(本項第5号に定義する。以下同じ。)を含む。)がすでに行われている場合、かかる配当の累積額を控除した額とする。
 - (2) A種優先配当金の額
A種優先配当金の額は、1株につき、1億円(但し、A種優先株式の発行日の属する事業年度の翌々事業年度の初日以降を基準日とする配当に関しては、1億円にA種優先株式の発行日の属する事業年度の翌々事業年度の初日(当日を含む。)から最後に到来した配当にかかる基準日の属する事業年度の末日(当日を含む。)までの期間に対して年率101%(事業年度ごとの複利計算)の利率で計算される金額)に年率7%を乗じた金額(1円に満たない金額は切り上げる。)とする。なお、当該計算は、1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行うものとする。但し、平成28年3月31日に終了する事業年度に属する日を基準日とするA種優先配当金の額は、1株につき、0円とする。
 - (3) 累積条項
ある事業年度に属する日を基準日として、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払う1株当たり剰余金の配当(以下に定めるA種優先累積未払配当金の配当を除き、A種優先中間配当金を含む。)の額の合計額が当該事業年度にかかるA種優先配当金の額に達しない場合、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度の初日(同日を含む。)以降、実際に支払われた日(同日を含む。)まで、年率7%で1年毎の複利計算により累積する。なお、当該計算は、1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。累積した不足額(以下「A種優先累積未払配当金」という。)については、A種優先配当金及び普通株主若しくは普通登録株式質権者に対する配当金に先立って、これをA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払う。
 - (4) 非参加条項
A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金を超えて剰余金を配当しない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる

同法第 763 条第 12 号口若しくは同法第 765 条第 1 項第 8 号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(5) A 種優先中間配当金

当社は、毎年 9 月 30 日を基準日として剰余金の配当を行う場合、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された A 種優先株主又は A 種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A 種優先株式 1 株につき当該基準日の属する事業年度における A 種優先配当金の額の 2 分の 1 に相当する額（1 円に満たない金額は切り上げる。）（以下「A 種優先中間配当金」という。）を配当する。但し、当該配当にかかる基準日を含む事業年度に属する日を基準日として、A 種優先配当金の全部又は一部の配当（A 種優先累積未払配当金の配当を除く。）がすでに行われている場合、かかる配当の累積額を控除した額とする。

11. 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配する場合、A 種優先株主又は A 種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A 種優先株式 1 株当たりの残余財産分配価額として、以下の算式に基づいて算出される額（以下「基準価額」という。）を支払う。

（基準価額算式）

1 株当たりの残余財産分配価額 = 当初払込金額 + A 種優先累積未払配当金 + 前事業年度未払 A 種優先配当金 + 当事業年度未払優先配当金額 + 当初払込金額に A 種優先株式の発行日（当日を含む。）から残余財産分配日（当日を含む。）までの期間に対して年率 1%（発行日の属する事業年度を除き、事業年度ごとの複利計算とし、各事業年度のうち 1 年に満たない期間がある場合は、当該事業年度については 1 年を 365 日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行うものとする。）の利率で計算される金額（円位未満小数第 2 位まで計算し、その小数第 2 位を四捨五入する。）

上記算式における「A 種優先累積未払配当金」は、残余財産分配がなされる日（以下「残余財産分配日」という。）を実際に支払われた日として、第 10 項第 3 号に従い計算される額とし、「前事業年度未払 A 種優先配当金」は、基準日の如何にかかわらず、残余財産分配日の属する事業年度の前事業年度（以下本項において「前事業年度」という。）にかかる A 種優先配当金のうち、残余財産分配日までに実際に支払われていない A 種優先配当金がある場合における当該前事業年度にかかる A 種優先配当金の不足額（但し、A 種優先累積未払配当金に含まれる場合を除く。）とし、また、「当事業年度未払優先配当金額」は、残余財産分配日の属する事業年度に属する日を基準日とする A 種優先配当金について、残余財産分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）以降、残余財産分配日（同日を含む。）までの期間に実日数につき日割計算により算出される金額から、残余財産分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）以降に、当該事業年度に属する日を基準日として、A 種優先株主又は A 種優先登録株式質権者に支払われた配当（A 種優先累積未払配当金及び前事業年度にかかる A 種優先配当金の配当を除く。）がある場合における当該配当の金額を控除した金額とする。なお、当該計算は、1 年を 365 日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第 2 位まで計算し、その小数第 2 位を四捨五入する。A 種優先株主又は A 種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

12. 議決権

A 種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会（種類株主総会を含む。）において議決権を有しない。

13. 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、A 種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。当社は、A 種優先株主には、募集株式の割当を受ける権利又は募集新株予約権の割当を受ける権利を与えず、また、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

14. 金銭を対価とする取得請求権

A 種優先株主は、当社に対し、取得を希望する日（本項において「取得日」という。）を定めて A 種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求することができる。当社は、この請求がなされた場合には、取得日における分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、取得日に、A 種優先株式の全部又は一部の取得を行うものとする。但し、分配可能額を超えて A 種優先株主から取得請求があった場合、取得すべき A 種優先株式は取得請求される株数に応じた比例按分の方法により決定する。A 種優先株式 1 株当たりの取得価額は、(i)当初払込金額、(ii)A 種優先累積未払配当金、(iii)前事業年度未払 A 種優先配当金、(iv)当事業年度未払優先配当金額、及び (v)当初払込金額に A 種優先株式の発行日（当日を含む。）から取得日（当日を含む。）までの期間に対して年率 1%（発行日の属する事業年度を除き、事業年度ごとの複利計算とし、各事業年度のうち 1 年に満たない期間がある場合は、当該事業年度については 1 年を 365 日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行うものとする。）の利率で計算される金額（円位未満小数第 2 位

まで計算し、その小数第 2 位を四捨五入する。)の合計額とする。なお、A 種優先累積未払配当金、前事業年度未払 A 種優先配当金、当事業年度未払優先配当金額については、第 11 項に定める基準価額の計算における「残余財産分配日」を「取得日」と読み替えて計算する。

15. 金銭を対価とする取得条項

当社は、平成 30 年 3 月 31 日以降であって、当社の取締役会が別に定める日(本項において「取得日」という。)が到来した場合、取得日の到来をもって、A 種優先株主又は A 種登録株式質権者の意思にかかわらず、法令上可能な範囲で、金銭と引換えに A 種優先株式の全部又は一部を取得することができる。なお、一部取得する場合、比例按分又はその他当社の取締役会が定める合理的な方法による。A 種優先株式 1 株当たりの取得価額は、(i)当初払込金額、(ii)A 種優先累積未払配当金、(iii)前事業年度未払 A 種優先配当金、(iv)当事業年度未払優先配当金額、及び(v)当初払込金額に A 種優先株式の発行日(当日を含む。)から取得日(当日を含む。)までの期間に対して年率 1% (発行日の属する事業年度を除き、事業年度ごとの複利計算とし、各事業年度のうち 1 年に満たない期間がある場合は、当該事業年度については 1 年を 365 日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行うものとする。)の利率で計算される金額(円位未満小数第 2 位まで計算し、その小数第 2 位を四捨五入する。)の合計額とする。なお、A 種優先累積未払配当金、前事業年度未払 A 種優先配当金、当事業年度未払優先配当金額については、第 11 項に定める基準価額の計算における「残余財産分配日」を「取得日」と読み替えて計算する。

16. 普通株式を対価とする取得請求権

A 種優先株主は、当社に対し、本項第 1 号に定める取得を請求することができる期間中、本項第 2 号に定める条件で、普通株式を対価として A 種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができる。

(1) 取得を請求することができる期間

平成 32 年 3 月 31 日以降

(2) 取得と引換えに交付すべき財産

当社は、A 種優先株主が取得請求権を行使した場合、当該 A 種優先株主の有する A 種優先株式を取得するのと引換えに、当該 A 種優先株主に対して、次に定める条件により当社の普通株式を交付する(本項において、当該取得を行う日を「取得日」という。)。なお、A 種優先株主に交付される普通株式数の算出に際し、1 株未満の端数が生じた場合、これを切り捨てるものとし、会社法第 167 条第 3 項の定める金銭による調整は行わない。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \text{A 種優先株式 1 株当たりの取得価額} \div \text{転換価額}$$

「A 種優先株式 1 株当たりの取得価額」とは、(i)当初払込金額、(ii)A 種優先累積未払配当金、(iii)前事業年度未払 A 種優先配当金、(iv)当事業年度未払優先配当金額、及び(v)当初払込金額に A 種優先株式の発行日(当日を含む。)から取得日(当日を含む。)までの期間に対して年率 1% (発行日の属する事業年度を除き、事業年度ごとの複利計算とし、各事業年度のうち 1 年に満たない期間がある場合は、当該事業年度については 1 年を 365 日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行うものとする。)の利率で計算される金額(円位未満小数第 2 位まで計算し、その小数第 2 位を四捨五入する。)の合計額とする。なお、第 11 項に定める基準価額の計算における「残余財産分配日」を「取得日」と読み替えて、上記の取得価額を計算する。

転換価額

イ 当初転換価額

当初転換価額は、250 円とする。

ロ 転換価額の修正

転換価額は、平成 28 年 9 月 30 日及びそれ以降の 6 か月毎の応当日(当該日が株式会社東京証券取引所 JASDAQ 市場(以下「証券取引所」という。)の取引日でない場合には翌取引日とする。以下「転換価額修正日」という。)において、各転換価額修正日における時価の 90% に相当する金額(以下「修正後転換価額」という。)に修正されるものとする。但し、修正後転換価額が当初転換価額の 50% (以下「下限転換価額」という。)を下回るときは、修正後転換価額は下限転換価額とし、修正後転換価額が当初の転換価額の 150% (上限転換価額)を上回る場合、修正後転換価額は上限転換価額とする。なお、転換価額が、下記八により調整された場合には、下限転換価額及び上限転換価額についても同様の調整を行うものとする。上記「時価」とは、当該転換価額修正日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の単純平均値(終値の

ない日数を除く。円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。)とする。

八 転換価額の調整

- (a) 当社は、A 種優先株式の発行後、以下の(b)に掲げる各事由により普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合においては、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。但し、A 種優先株式の過半数に相当する株式を保有する A 種優先株主が同意した場合には転換価額を調整しないものとする。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、普通株主に以下の(b)(i)から(v)までの各取引にかかる基準日が定められている場合はその日、また基準日が定められていない場合は調整後の転換価額を適用する日の 1 か月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に以下の(b)又は(d)に基づき交付普通株式数とみなされた普通株式のうち未だ交付されていない普通株式の数を加えた数とする。転換価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、普通株式の株式分割が行われる場合には、株式分割により増加する普通株式数(基準日における当社の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。)とし、普通株式の併合が行われる場合には、株式の併合により減少する普通株式数(効力発生日における当社の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。)を負の値で表示して使用するものとする。転換価額調整式で使用する「1株当たりの払込金額」は、以下の(b)(i)、(ii)及び(iv)の場合は 0 円とし、(b)(iii)の場合は当該払込金額(金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額とする。)、(b)(v)の場合は(b)(vi)で定める対価の額とする。

- (b) 転換価額調整式により A 種優先株式の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- (i) 普通株式の株式分割をする場合
調整後の転換価額は、普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
 - (ii) 普通株式の無償割当てをする場合
調整後の転換価額は、無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、当社の無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
 - (iii) 以下の(c)(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合(当社の交付した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本八において同じ。)の取得と引換えに交付する場合又は普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本八において同じ。)その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使により交付する場合を除く。)
調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられた場合は当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降これを適用する。但し、当社の普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
 - (iv) 普通株式の併合をする場合
調整後の転換価額は、当会社普通株式の併合により株式を取得される株主を定めるための基準日(基準日を定めない場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。
 - (v) 取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに以下の(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通

株式を交付する定めがあるものを交付する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は以下の(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の転換価額は、交付される取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権、又は新株予約権その他の証券若しくは権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、交付される日又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で交付されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

- (vi) 上記(v)における対価とは、取得請求権付株式等の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額（時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得、転換、交換又は行使に際して取得請求権付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。
- (c) (i) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を切り捨てる。
- (ii) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の単純平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。）とする。
- (d) 上記(b)に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合に該当すると当会社取締役会が合理的に判断する場合には、当会社は、必要な転換価額の調整を行う。
 - (i) 当会社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調整を必要とする場合。
 - (ii) 転換価額を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある場合。
 - (iii) その他、転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」の変更又は変更の可能性の生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とする場合。
- (e) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が 1 円未満の場合は、転換価額の調整は行わないものとする。但し、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。
- (f) 上記(a)ないし(e)により転換価額の調整を行う場合、当会社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を株主名簿に記載又は記録された各 A 種優先株主に通知する。但し、その適用の日の前日までに前記の通知を行うことができない場合、適用の日以降速やかにこれを行う。
- (g) 転換価額は、希釈化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の観点から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合又は算定の結果が不合理となる場合には、当会社の取締役は、転換価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置を講ずる。

取得請求受付場所

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

取得の効力発生

取得請求書が上記に記載する取得請求受付場所に到着したときに、当社は A 種優先株式を取得し、当該取得請求をした株主は、当社がその取得と引換えに交付すべき普通株式の株主となる。

17. 普通株式を対価とする取得条項

当社は、平成 38 年 3 月 31 日までに当社が取得しなかった A 種優先株式を、平成 38 年 4 月 1 日（以下「一斉取得日」という。）をもって、当社の普通株式と引換えに取得するものとする。この場合、A 種優先株式 1 株の取得と引換えに交付すべき普通株式数は、一斉取得日を取得請求の効力の生じる日とみなして、第 16 項第 2 号により算出される株式数と同株数とする。なお、A 種優先株主に交付される普通株式数の算出に際し、1 株未満の端数が生じたときは、会社法第 234 条に定める方法により取扱う。

18. 譲渡制限

譲渡による A 種優先株式の取得については、当社取締役会の承認を要する。

19. 単元株式数

A 種優先株式の単元株式数は 1 株とする。

以 上

(別添 2)

定款一部変更の件 (A種優先株式に関する定めの新設)

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>6,320</u>万株とする。</p> <p>(単元株式数) 第 7 条 当社の単元株式数は、100 株とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>7,000</u>万株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。 普通株式 <u>7,000</u> 万株 A 種優先株式 <u>50</u> 株</p> <p>(単元株式数) 第 7 条 当社の単元株式数は、<u>普通株式につき 100 株とし、A 種優先株式につき 1 株とする。</u></p> <p>第二章の二 A 種優先株式</p> <p>(優先配当金) 第 9 条の 2 1. 当社は、<u>剰余金の配当を行うときは、当該配当にかかる基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された A 種優先株式を有する株主 (以下「A 種優先株主」という。)又は A 種優先株式の登録株式質権者 (以下「A 種優先登録株式質権者」という。)</u>に対し、普通株式を有する株主 (以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者 (以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、<u>A 種優先株式 1 株につき本条第 2 項に定める額の配当金 (以下「A 種優先配当金」という。)を支払う。但し、当該配当にかかる基準日を含む事業年度に属する日を基準日として、A 種優先配当金の全部又は一部の配当 (本条第 3 項に定める A 種優先累積未払配当金の配当を除き、A 種優先中間配当金 (本条第 5 項に定義する。以下同じ。)を含む。)</u>がすでに行われている場合、かかる配当の累積額を控除した額とする。 2. A 種優先配当金の額は、<u>1 株につき、1 億円 (但し、A 種優先株式の発行日の属する事業年度の翌々事業年度の初日以降を基準日とする配当に関しては、1 億円に A 種優先株式の発行日の属する事業年度の翌々事業年度の初日 (当日を含む。)から最後に到来した配当にかかる基準日の属する事業年度の末日 (当日を含む。)までの期間に対して年率 101% (事業年度ごとの複利計算) の利率で計算される金額) に年率 7% を乗じた金額 (1 円に満たない金額は切り上げる。)</u>とする。なお、当該計算は、<u>1 年を 365 日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行うものとする。但し、平成 28 年 3 月 31 日に終了する</u></p>

事業年度に属する日を基準日とする A 種優先配当金の額は、1 株につき、0 円とする。

3. ある事業年度に属する日を基準日として、A 種優先株主又は A 種優先登録株式質権者に対して支払う 1 株当たり剰余金の配当（以下に定める A 種優先累積未払配当金の配当を除き、A 種優先中間配当金を含む。）の額の合計額が当該事業年度にかかる A 種優先配当金の額に達しない場合、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度の初日（同日を含む。）以降、実際に支払われた日（同日を含む。）まで、年率 7% で 1 年毎の複利計算により累積する。なお、当該計算は、1 年を 365 日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第 2 位まで計算し、その小数第 2 位を四捨五入する。累積した不足額（以下「A 種優先累積未払配当金」という。）については、A 種優先配当金及び普通株主若しくは普通登録株式質権者に対する配当金に先立って、これを A 種優先株主又は A 種優先登録株式質権者に対して支払う。
4. A 種優先株主又は A 種優先登録株式質権者に対しては、A 種優先配当金を超えて剰余金を配当しない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第 758 条第 8 号口若しくは同法第 760 条第 7 号口に規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第 763 条第 12 号口若しくは同法第 765 条第 1 項第 8 号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。
5. 当社は、毎年 9 月 30 日を基準日として剰余金の配当を行う場合、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された A 種優先株主又は A 種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A 種優先株式 1 株につき当該基準日の属する事業年度における A 種優先配当金の額の 2 分の 1 に相当する額（1 円に満たない金額は切り上げる。）（以下「A 種優先中間配当金」という。）を配当する。但し、当該配当にかかる基準日を含む事業年度に属する日を基準日として、A 種優先配当金の全部又は一部の配当（A 種優先累積未払配当金の配当を除く。）がすでに行われている場合、かかる配当の累積額を控除した額とする。

（新 設）

（残余財産の分配）

第 9 条の 3

1. 当社は、残余財産を分配する場合、A 種優先株主又は A 種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A 種優先株式 1 株当たりの残余財産分配価額として、本条第 2 項の算式に基づいて算出される額（以下「基準価額」という。）を支払う。
2. A 種優先株式 1 株当たりの残余財産分配価額は、以下の算式に基づいて算定されるものと

する。

(基準価額算式)

1 株当たりの残余財産分配価額 = 当初払込金額 + A 種優先累積未払配当金 + 前事業年度未払 A 種優先配当金 + 当事業年度未払優先配当金額 + 当初払込金額に A 種優先株式の発行日(当日を含む。)から残余財産分配日(当日を含む。)までの期間に対して年率 1% (発行日の属する事業年度を除き、事業年度ごとの複利計算とし、各事業年度のうち 1 年に満たない期間がある場合は、当該事業年度については 1 年を 365 日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行うものとする。)の利率で計算される金額(円位未満小数第 2 位まで計算し、その小数第 2 位を四捨五入する。)

上記算式における「A 種優先累積未払配当金」は、残余財産分配がなされる日(以下「残余財産分配日」という。)を実際に支払われた日として、前条第 3 項に従い計算される額とし、「前事業年度未払 A 種優先配当金」は、基準日の如何にかかわらず、残余財産分配日の属する事業年度の前事業年度(以下本項において「前事業年度」という。)にかかる A 種優先配当金のうち、残余財産分配日までに実際に支払われていない A 種優先配当金がある場合における当該前事業年度にかかる A 種優先配当金の不足額(但し、A 種優先累積未払配当金に含まれる場合を除く。)とし、また、「当事業年度未払優先配当金額」は、残余財産分配日の属する事業年度に属する日を基準日とする A 種優先配当金について、残余財産分配日の属する事業年度の初日(同日を含む。)以降、残余財産分配日(同日を含む。)までの期間に実日数につき日割計算により算出される金額から、残余財産分配日の属する事業年度の初日(同日を含む。)以降に、当該事業年度に属する日を基準日として、A 種優先株主又は A 種優先登録株式質権者に支払われた配当(A 種優先累積未払配当金及び前事業年度にかかる A 種優先配当金の配当を除く。)がある場合における当該配当の金額を控除した金額とする。なお、当該計算は、1 年を 365 日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第 2 位まで計算し、その小数第 2 位を四捨五入する。

3. A 種優先株主又は A 種優先登録株式質権者に対しては、本条に定めるほか残余財産の分配は行わない。

(新設)

(議決権)

第 9 条の 4 A 種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会(種類株主総会を含む。)において議決

権を有しない。

(新設)

(株式の併合又は分割、募集株式の割当て等)
第9条の5 当社は、法令に定める場合を除き、A種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。当社は、A種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

(新設)

(金銭を対価とする取得請求権)

第9条の6

1. A種優先株主は、当社に対し、取得を希望する日(本条において「取得日」という。)を定めてA種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求することができる。当社は、この請求がなされた場合には、取得日における分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、取得日に、A種優先株式の全部又は一部の取得を行うものとする。但し、分配可能額を超えてA種優先株主から取得請求があった場合、取得すべきA種優先株式は取得請求される株数に応じた比例按分の方法により決定する。
2. A種優先株式1株当たりの取得価額は、(i)当初払込金額、(ii)A種優先累積未払配当金、(iii)前事業年度未払A種優先配当金、(iv)当事業年度未払優先配当金額、及び(v)当初払込金額にA種優先株式の発行日(当日を含む。)から取得日(当日を含む。)までの期間に対して年率1%(発行日の属する事業年度を除き、事業年度ごとの複利計算とし、各事業年度のうち1年に満たない期間がある場合は、当該事業年度については1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行うものとする。)の利率で計算される金額(円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。)の合計額とする。なお、A種優先累積未払配当金、前事業年度未払A種優先配当金、当事業年度未払優先配当金額については、第9条の3第2項に定める基準価額の計算における「残余財産分配日」を「取得日」と読み替えて計算する。

(新設)

(金銭を対価とする取得条項)

第9条の7

1. 当社は、平成30年3月31日以降であつて、当社の取締役会が別に定める日(本条において「取得日」という。)が到来した場合、取得日の到来をもって、A種優先株主又はA種登録株式質権者の意思にかかわらず、法令上可能な範囲で、金銭と引換えにA種優先株式の全部又は一部を取得することができる。なお、一部取得する場合、比例按分又は

その他当会社の取締役会が定める合理的な方法による。

2. A種優先株式1株当たりの取得価額は、(i)当初払込金額、(ii)A種優先累積未払配当金、(iii)前事業年度未払A種優先配当金、(iv)当事業年度未払優先配当金額、及び(v)当初払込金額にA種優先株式の発行日(当日を含む。)から取得日(当日を含む。)までの期間に対して年率1%(発行日の属する事業年度を除き、事業年度ごとの複利計算とし、各事業年度のうち1年に満たない期間がある場合は、当該事業年度については1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行うものとする。)の利率で計算される金額(円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。)の合計額とする。なお、A種優先累積未払配当金、前事業年度未払A種優先配当金、当事業年度未払優先配当金額については、第9条の3第2項に定める基準価額の計算における「残余財産分配日」を「取得日」と読み替えて計算する。

(新設)

(普通株式を対価とする取得請求権)

第9条の8 A種優先株主は、当会社に対し、本条第(1)号に定める取得を請求することができる期間中、本条第(2)号に定める条件で、普通株式を対価としてA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができる。

(1) 取得を請求することができる期間平成32年3月31日以降

(2) 取得と引換えに交付すべき財産
当会社は、A種優先株主が取得請求権を行使した場合、当該A種優先株主の有するA種優先株式を取得するのと引換えに、当該A種優先株主に対して、次に定める条件により当会社の普通株式を交付する(本条において、当該取得を行う日を「取得日」という。)。なお、A種優先株主に交付される普通株式数の算出に際し、1株未満の端数が生じた場合、これを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項の定める金銭による調整は行わない。

(算式)

取得と引換えに交付すべき普通株式数 = A種優先株式1株当たりの取得価額 ÷ 転換価額

「A種優先株式1株当たりの取得価額」とは、(i)当初払込金額、(ii)A種優先累積未払配当金、(iii)

前事業年度未払 A 種優先配当金、
(iv) 当事業年度未払優先配当金
額、及び(v) 当初払込金額に A 種
優先株式の発行日（当日を含
む。）から取得日（当日を含
む。）までの期間に対して年率
1%（発行日の属する事業年度を除
き、事業年度ごとの複利計算と
し、各事業年度のうち 1 年に満た
ない期間がある場合は、当該事業
年度については 1 年を 365 日とし
た日割計算により行うものとし、
除算は最後に行うものとする。）
の利率で計算される金額（円位未
満小数第 2 位まで計算し、その小
数第 2 位を四捨五入する。）の合
計額とする。なお、第 9 条の 3 第
2 項に定める基準価額の計算にお
ける「残余財産分配日」を「取得
日」と読み替えて、上記の取得価
額を計算する。

転換価額

イ 当初転換価額

当初転換価額は、250 円とす
る。

ロ 転換価額の修正

転換価額は、平成 28 年 9 月 30
日及びそれ以降の 6 か月毎の応
当日（当該日が株式会社東京証
券取引所 JASDAQ 市場（以下
「証券取引所」という。）の取
引日でない場合には翌取引日と
する。以下「転換価額修正日」
という。）において、各転換価
額修正日における時価の 90% に
相当する金額（以下「修正後転
換価額」という。）に修正され
るものとする。但し、修正後転
換価額が当初転換価額の 50%
（以下「下限転換価額」とい
う。）を下回るときは、修正後
転換価額は下限転換価額とし、
修正後転換価額が当初の転換価
額の 150%（上限転換価額）を上
回る場合、修正後転換価額は上
限転換価額とする。なお、転換
価額が、下記八により調整され
た場合には、下限転換価額及び
上限転換価額についても同様の
調整を行うものとする。上記
「時価」とは、当該転換価額修
正日に先立つ 45 取引日目に始ま
る 30 取引日の証券取引所におけ
る当会社の普通株式の普通取引
の毎日の終値（気配表示を含
む。）の単純平均値（終値のな

い日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。

八 転換価額の調整

- (a) 当社は、A種優先株式の発行後、以下の(b)に掲げる各事由により普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合においては、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。但し、A種優先株式の過半数に相当する株式を保有するA種優先株主が同意した場合には転換価額を調整しないものとする。

(算式)

調整後転換価額 = 調整前転換価額 × (既発行普通株式数 + ((交付普通株式数 × 1株当たりの払込金額) ÷ 1株当たり時価)) ÷ (既発行普通株式数 + 交付普通株式数)

転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、普通株主に以下の(b)(i)から(v)までの各取引にかかる基準日が定められている場合はその日、また基準日が定められていない場合は調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に以下の(b)又は(d)に基づき交付普通株式数とみなされた普通株式のうち未だ交付されていない普通株式の数を加えた数とする。転換価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、普通株式の株式分割が行われる場合には、株式分割により増加する普通株式数(基準日における当社の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。)とし、普通株式の併合が行われる場合には、株式の併合により減少する普通株式数(効力発生日における当社の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。)を負の値で表示して使用する

ものとする。転換価額調整式で使用する「1株当たりの払込金額」は、以下の(b)(i)、(ii)及び(iv)の場合は0円とし、(b)(iii)の場合は当該払込金額(金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額とする。)、(b)(v)の場合は(b)(vi)で定める対価の額とする。

(b) 転換価額調整式によりA種優先株式の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(i) 普通株式の株式分割をする場合

調整後の転換価額は、普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

(ii) 普通株式の無償割当てをする場合

調整後の転換価額は、無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、当社の無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(iii) 以下の(c)(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合(当社の交付した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本八において同じ。))の取得と引換えに交付する場合又は普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本八において同じ。))その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使により交付する場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられた場合は当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降これを適用する。但し、当社の普通株主に募集株式の割当てを受け権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日

以降これを適用する。

(iv) 普通株式の併合をする場合
調整後の転換価額は、当会社
普通株式の併合により株式を
取得される株主を定めるため
の基準日（基準日を定めない
場合は効力発生日）の翌日以
降これを適用する。

(v) 取得請求権付株式、取得条
項付株式若しくは取得条項付
新株予約権であって、その取
得と引換えに以下の(c)(ii)に
定める時価を下回る対価をも
って普通株式を交付する定め
があるものを交付する場合
（無償割当ての場合を含
む。）、又は以下の(c)(ii)に
定める時価を下回る対価をも
って普通株式の交付を請求で
きる新株予約権その他の証券
若しくは権利を交付する場合
（無償割当ての場合を含
む。）

調整後の転換価額は、交付さ
れる取得請求権付株式、取得
条項付株式若しくは取得条項
付新株予約権、又は新株予約
権その他の証券若しくは権利
（以下「取得請求権付株式
等」という。）の全てが当初
の条件で取得、転換、交換又
は行使され普通株式が交付さ
れたものとみなして転換価額
調整式を準用して算出するも
のとし、交付される日又は無
償割当ての効力発生日の翌日
以降これを適用する。但し、
普通株主に取得請求権付株式
等の割当てを受ける権利を与
えるため又は無償割当てのた
めの基準日がある場合は、そ
の日の翌日以降これを適用す
る。

上記にかかわらず、取得、転
換、交換又は行使に際して交
付される普通株式の対価が上
記の時点で確定していない場
合は、調整後の転換価額は、
当該対価の確定時点で交付さ
れている取得請求権付株式等
の全てが当該対価の確定時点
の条件で取得、転換、交換又
は行使され普通株式が交付さ
れたものとみなして転換価額
調整式を準用して算出するも
のとし、当該対価が確定した

日の翌日以降これを適用する。

(vi)上記(v)における対価とは、取得請求権付株式等の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額（時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得、転換、交換又は行使に際して取得請求権付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。

(c) (i)転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

(ii) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の単純平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

(d) 上記(b)に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合に該当すると当会社取締役会が合理的に判断する場合には、当会社は、必要な転換価額の調整を行う。

(i)当会社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調整を必要とする場合。

(ii)転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある場合。

(iii) その他、転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」の変更又は変更の可能性の生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とする場合。

(e) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満の場合は、転換価額の調整は行わないものとする。但し、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。

(f) 上記(a)ないし(e)により転換価額の調整を行う場合、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を株主名簿に記載又は記録された各A種優先株主に通知する。但し、その適用の日の前日までに前記の通知を行うことができない場合、適用の日以降速やかにこれを行う。

(g) 転換価額は、希釈化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の観点から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合又は算定の結果が不合理となる場合には、当社の取締役は、転換価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置を講ずる。

(3) 取得請求受付場所

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

(4) 取得の効力発生

取得請求書が本条第(3)号に記載する取得請求受付場所に到着したときに、当社はA種優先株式を取得し、当該取得請求をした株主は、当社がその取得と引換えに交付すべき普通株式の株主となる。

(新設)

(普通株式を対価とする取得条項)

第9条の9 当社は、平成38年3月31日までに当社が取得しなかったA種優先株式を、平成38年4月1日(以下「一斉取得日」という。)をもって、当社の普通株式と引換えに取得するものとする。この場合、A種優先株式1株の取得と引換えに交付すべき普通株式数は、一斉取得日を取

<p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p>(基準日) 第10条</p> <p>1. 当社は、毎年3月31日の株主名簿に記録された議決権を有する株主をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2. (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p>	<p><u>得請求の効力の生じる日とみなして、前条第(2)号により算出される株式数と同株数とする。</u> <u>なお、A種優先株主に交付される普通株式数の算出に際し、1株未満の端数が生じたときは、会社法第234条に定める方法により取扱う。</u></p> <p><u>(譲渡制限)</u> <u>第9条の10 譲渡によるA種優先株式の取得については、当会社取締役会の承認を要する。</u></p> <p>(基準日) 第10条</p> <p>1. 当社は、毎年3月31日の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2. (略)</p> <p><u>(種類株主総会)</u> <u>第15条の2</u></p> <p><u>1. 第10条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会についてこれを準用する。</u></p> <p><u>2. 第11条、第12条、第13条第1項、第14条及び第15条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p><u>3. 第13条第2項の規定は、会社法第324条第2項の定めによる種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p>
--	---

以上